

福井大学における研究活動の不正行為への対応

対象とする不正行為

- 論文等の捏造、改ざん、盗用

対象となる研究者

- 本学において研究活動に従事する役員、教職員、学生その他大学の施設設備を利用するすべての者。

調査機関

- 本学に「研究公正調査委員会」を設置し調査

不正行為の告発から認定・処置まで

告発等の受付

- 告発、相談、情報提供(以下「告発等」という。)を受けけるため、研究・地域連携推進部 研究推進課に受付窓口を設置、責任者は理事(研究担当)
- 告発等は**顕名が原則**。不正とする**科学的合理的理由の明示**
- 匿名の場合、告発内容に応じて顕名に準じて取り扱う

予備調査

- 「**研究公正調査委員会**」(以下「調査委員会」という。)を設置して告発内容の合理性、調査可能性等を**調査**
- 本格的な調査を実施すべきか否かを判断

本調査

- 本学に属さない者を含む調査委員会を設置**
- 告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知
- 調査委員会の構成について、告発者及び被告発者は、**異議申立て可能**
- 被告発者の弁明の機会**を保証

【調査中の一時措置】

- 告発された研究に係る研究費の執行の停止
- 証拠資料等の保全

認定

- 不正行為が行われたか否か**を認定
- 不正行為と認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、研究や論文等における役割を認定
- 不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否かを認定
- 不正行為と認定されたとき、**不服申立て**が可能

公表

- 不正行為が行われたと認定した場合は、**速やかに調査結果を公表**
- 不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない
- ただし、公表までに外部に漏出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表

処置

- 不正行為が行われたとの認定があった場合、直ちに**当該研究費の使用中止**を命ずる
- 本学職員就業規則等に基づき**適切な処置**を講ずる

福井大学は、研究上の不正行為を防止及び研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めた規則を制定しました。

■福井大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則

研究上の不正行為とは、研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造、改ざん、盗用のことです。

- ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

■受付窓口

福井大学研究・地域連携推進部研究推進課 【責任者:理事(研究担当)】

- ・住所 〒910-8507
福井市文京3丁目9番1号
- ・電話番号 0776-27-8007
- ・FAX番号 0776-27-9742
- ・E-mail fc-madoguchi * ml.u-fukui.ac.jp *を半角@に置き換えてください。

■告発等の方法

不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容を明示し、不正とする科学的合理的理由が示されているものを適宜の様式に記入の後、上記の受付窓口に提出してください。本人による窓口への持参のほか、郵送、FAX、eメールでも提出できます。